

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

本日、農林水産省より、秋田県横手市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の発表があり（別紙1）、政府においては、鳥インフルエンザ関係省庁連絡会議が開かれ、情報共有がなされたところです（別紙2）。

鳥インフルエンザへの対策については、既に数次の事務連絡等において、同様の対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

記

1. 一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等 環境省作成の「野鳥との接し方」(別紙3)を参考にし、

- (1) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- (2) 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- (3) 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- (4) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- (5) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

また、鳥や動物を飼育している場合については、

- (6) それらが野鳥と接触しないようにすること。
このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。
また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

TEL 03-5253-4111 (内線 2976)

FAX 03-6734-3794

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

FAX 03-6734-3734

<専門高校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL 03-5253-4111 (内線 2384)

FAX 03-6734-3727

農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について[プレスリリース](#)

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

[Tweet](#)[印刷](#)

令和3年11月10日

農林水産省

本日（11月10日（水曜日））、秋田県横手市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：秋田県横手市

飼養状況：採卵鶏(約14.3万羽)

2. 経緯

(1) 昨日（11月9日（火曜日））、秋田県は、同県横手市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

(2) 同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

(3) 本日（11月10日（水曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、
- (2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- (3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 政務を秋田県に派遣する等により、秋田県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の課長補佐級職員を現地に派遣。
6. 秋田県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

(1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

[総理指示\(PDF: 54KB\)](#)

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者: 星野、金子

代表: 03-3502-8111 (内線4581)

ダイヤルイン: 03-3502-5994

公式SNS



[イベント情報](#)

[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

農林水産省

住所: 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話: 03-3502-8111 (代表) [代表番号へのお電話について](#)

法人番号: 5000012080001

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

(別紙 2)

高病原性鳥インフルエンザ対策について

令和3年11月
農林水産省

1 高病原性鳥インフルエンザとは

(1)原因(病原体)

OIEが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

(2)対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3)症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。
急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4)発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。



元気消失

2 秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜発生事例について

(1)場所 ・秋田県横手市の養鶏場(採卵鶏) ・飼養規模:約14.3万羽

(2)周辺農場

3km圏内: なし 3km-10km圏内:6戸、約11.7万羽 合計6戸、約11.7万羽

(3)発生経緯

・11月9日(火)、秋田県横手市の養鶏場において、死亡羽数が増加したことを受け、秋田県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、9日(火)12時30分、鳥インフルエンザ陽性と判明。

・そのため、同家畜保健衛生所によりPCR検査を実施。
その結果、10日(水)午前2時00分、疑似患畜と確定。

3 今後の対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

1. ①当該1農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 中村副大臣を秋田県に派遣する等により、秋田県と緊密な連携を図る。
5. 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 秋田県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」の派遣。
9. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 国内における近年の鳥インフルエンザ発生状況

<平成15年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1～3月…3府県4事例 約27万羽(山口県、大分県、京都府)
 (※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

<平成18年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1～2月…2県4事例 約16万羽(宮崎県、岡山県)

<平成22年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

11～3月…9県24事例 約183万羽(島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県)

<平成26年度の発生> H5N8亜型(高病原性)

4月…1県1事例 約10万羽(熊本県)
 12～1月…4県5事例 約35万羽(宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県)

<平成28年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

11～3月…9道県12事例 約166万羽(青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県)

<平成29年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽(香川県)

<令和2年度の発生> H5N8亜型(高病原性)

11～3月…18県52事例 約987万羽(香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県)

<平成17年度の発生> H5N2亜型(低病原性)

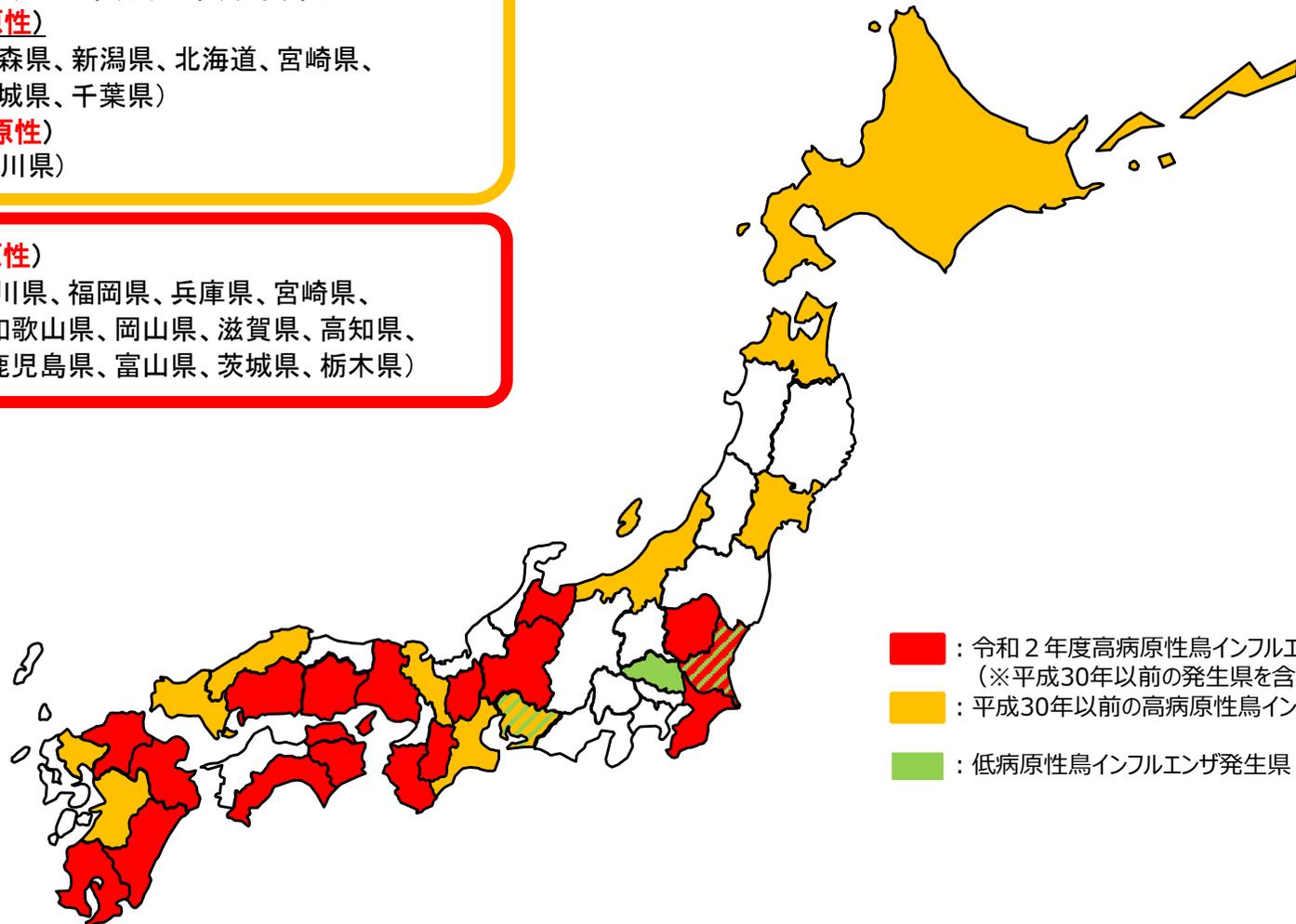
6～12月…2県41事例 約578万羽(茨城県、埼玉県)

<平成20年度の発生> H7N6亜型(低病原性)

2～3月…1県7事例(うずら) 約160万羽(愛知県)

※野鳥における発生

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)
- ・平成26～27年 全6県12例(H5N8型)
- ・平成28～29年 全22都道府県 218例(H5N6型)
- ・平成29～30年 全3都県45件(H5N6型)
- ・令和2～3年 全18道県58件(H5N8型)



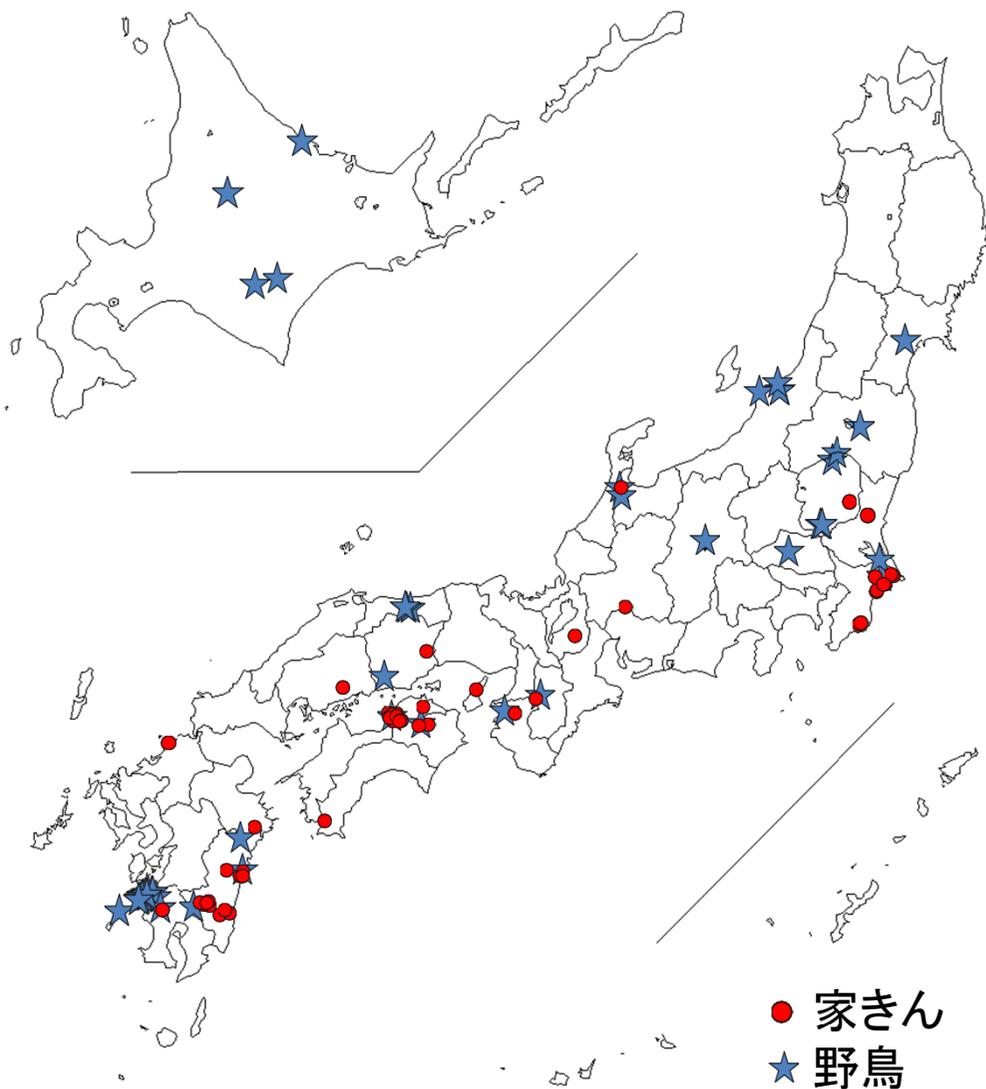
- : 令和2年度高病原性鳥インフルエンザ発生県
(※平成30年以前の発生県を含む)
- : 平成30年以前の高病原性鳥インフルエンザ発生道府県
- : 低病原性鳥インフルエンザ発生県

5 令和2年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

(令和3年4月26日時点)

家きん 18県52事例(H5N8) (月/日)は疑似患畜決定日、羽数の単位は万羽

1	香川県三豊市(11/5)	採卵鶏約31.7	31	香川県三豊市(12/23)	肉用鶏約2.5
2	香川県東かがわ市(11/8)	採卵鶏約4.6	32	千葉県いすみ市(12/24)	採卵鶏約116
3	香川県三豊市(11/11)	肉用種鶏約1.1	33	宮崎県小林市(12/30)	肉用鶏約15
4	香川県三豊市(11/13)	肉用種鶏約1	34	岐阜県美濃加茂市(1/2)	採卵鶏約6.8
5	香川県三豊市(11/15)	採卵鶏約7.7	35	千葉県いすみ市(1/11)	採卵鶏約115
6	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約15.4	36	鹿児島県さつま町(1/13)	肉用鶏約3.2
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約11.7	37	千葉県横芝光町(1/21)	あひる約6
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約2	37関連	北海道赤平市(1/21)	あひる約0.06
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用鶏約5.7	37関連	宮城県角田市(1/21)	あひる約0.05
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用鶏約1.7	37関連	茨城県古河市(1/21)	あひる約0.06
7	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約43.9	37関連	茨城県古河市(1/21)	あひる約0.1
8	香川県三豊市(11/21)	採卵鶏約7.5	37関連	茨城県かすみがうら市(1/21)	あひる約0.1
9	福岡県宗像市(11/25)	肉用鶏約9.2	37関連	埼玉県行田市(1/21)	あひる約0.09
10	兵庫県淡路市(11/25)	採卵鶏約14.5	37関連	埼玉県春日部市(1/21)	あひる約0.13
11	宮崎県日向市(12/1)	肉用鶏約4	37関連	大阪府松原市(1/21)	あひる約0.03
12	宮崎県都農町(12/2)	肉用鶏約3	37関連	奈良県御所市(1/21)	あひる約0.02
13	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約22.5	38	富山県小矢部市(1/23)	採卵鶏14.1
13関連	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約12.3	39	千葉県匝瑳市(1/24)	あひる約0.35
14	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約1.9	39関連	千葉県匝瑳市(1/24)	あひる約0.19
15	宮崎県都城市(12/3)	肉用鶏約3.6	40	宮崎県新富町(1/31)	採卵鶏約8.0
16	奈良県五條市(12/6)	採卵鶏約7.7	41	茨城県城里町(2/2)	採卵鶏約84
17	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約8.5	42	千葉県匝瑳市(2/4)	採卵鶏約16.9
17関連	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約5.2	42関連	千葉県旭市(2/4)	採卵鶏約0.75
18	宮崎県都城市(12/7)	肉用鶏約5.9	43	千葉県旭市(2/6)	採卵鶏約42
19	宮崎県小林市(12/8)	肉用鶏約4.3	44	千葉県多古町(2/7)	採卵鶏約115
20	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約1.4	45	宮崎県新富町(2/7)	採卵鶏約24
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約2.4	46	千葉県匝瑳市(2/8)	採卵鶏約25.6
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約1.8	47	徳島県美馬市(2/9)	肉用鶏約0.8
21	和歌山県紀の川市(12/10)	採卵鶏約6.8	48	千葉県匝瑳市(2/11)	採卵鶏約7.9
22	岡山県美作市(12/11)	育雛約52.7	49	千葉県匝瑳市(2/11)	採卵鶏約27.8
22関連	岡山県美作市(12/11)	育雛約11.8	50	千葉県匝瑳市(2/15)	育雛約3.9
23	滋賀県東近江市(12/13)	採卵鶏約1.0	51	宮崎県都城市(2/25)	肉用鶏約3.9
24	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約7	52	栃木県芳賀町(3/13)	採卵鶏約7.7
24関連	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約4.5			
24関連	宮崎県宮崎市(12/14)	育雛約1.1			
25	香川県三豊市(12/14)	採卵種鶏約2.8			
26	宮崎県日向市(12/14)	肉用鶏約3.3			
26関連	宮崎県川南町(12/14)	肉用鶏約1.3 (食鳥処理場)			
27	高知県宿毛市(12/16)	採卵鶏約2.7			
28	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約1.4			
28関連	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約1.5			
29	徳島県阿波市(12/19)	採卵鶏約0.8			
30	宮崎県宮崎市(12/19)	肉用種鶏約3.3			



野鳥 18道県58事例(H5N8) (月/日)は回収日(重複は別事例) 詳細は環境省https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

北海道糞便(10/24)・ハヤブサ(1/18)・オジロワシ(1/27)、宮城県オオハクチョウ(2/5)、福島県オオハクチョウ(1/29)、茨城県コブハクチョウ(2/1)、栃木県ハヤブサ(2/15)・フクロウ(2/16)・オオハクチョウ(2/14)・ノスリ(3/3)、埼玉県フクロウ(12/23)、千葉県糞便(2/4)、新潟県環境試料(水)(11/16)・糞便(11/16)・マガモ(2/8)・オオハクチョウ(2/13)、富山県ノスリ(2/17,24)、長野県環境試料(2/14)、奈良県オオタカ(12/20)、和歌山県オシドリ(12/3)、鳥取県糞便(12/7,21)・環境試料(水)(12/9)、岡山県ハヤブサ(12/4)、徳島県マガモ(1/29)、香川県ノスリ(12/8)、宮崎県糞便(11/30,30)・オナガガモ(1/6)・マガモ(1/24,24)、鹿児島県糞便(11/5)・環境試料(水)(11/9,16,23,30,12/7,7,14,14,21,21, 1/8,11,11,22,25,2/1)・ナベヅル(12/18,1/19,2/3,5,5)・オシドリ(12/22)・マガモ(1/16)・ノスリ(2/1)・マナヅル(2/5)

6 令和3年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に備えた取組

(1) 飼養衛生管理基準等の見直し

- 令和3年5月の農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部において、家畜伝染病対策に関する課題を洗い出し、家畜衛生対策の強化に向けた対応方針を決定。
- これを踏まえ、①家畜伝染病予防法施行規則の一部改正(飼養衛生管理基準を含む)、②飼養衛生管理指導等指針の一部変更、③特定家畜伝染病防疫指針の一部変更を行い、本年10月1日から順次施行。
(大規模農場における畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置、事前の埋却地の確保、発生に備えた対応計画の事前策定等を措置)

(2) 発生に向けた注意喚起

- 令和3年9月に農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、海外での発生状況を踏まえた今シーズンの発生リスクや今後の対策について議論。
- 令和3年9月に各県担当者を対象として越境性動物疾病防疫対策強化推進会議を開催し、注意喚起を実施（野上前農林水産大臣出席）。
- 本省幹部職員が各県を直接訪問し、昨シーズンの発生を踏まえた対応等について、副知事等と意見交換等を実施。
(10/5 千葉県、10/13 香川県、10/29 神奈川県)

(3) 発生に備えた各県の対応

- 各県においても、鳥インフルエンザの発生に備え、防疫演習等を実施（報道あり）。



【千葉県】鳥インフルエンザ流行に備え訓練
感染拡大防ぐ手順を確認



【宮崎県】鳥インフルエンザの防疫作業
自治体職員などの研修会



【日本農業新聞（10/12）】
家畜伝染病対策特集記事

※このほか、秋田県等
でも防疫演習を実施

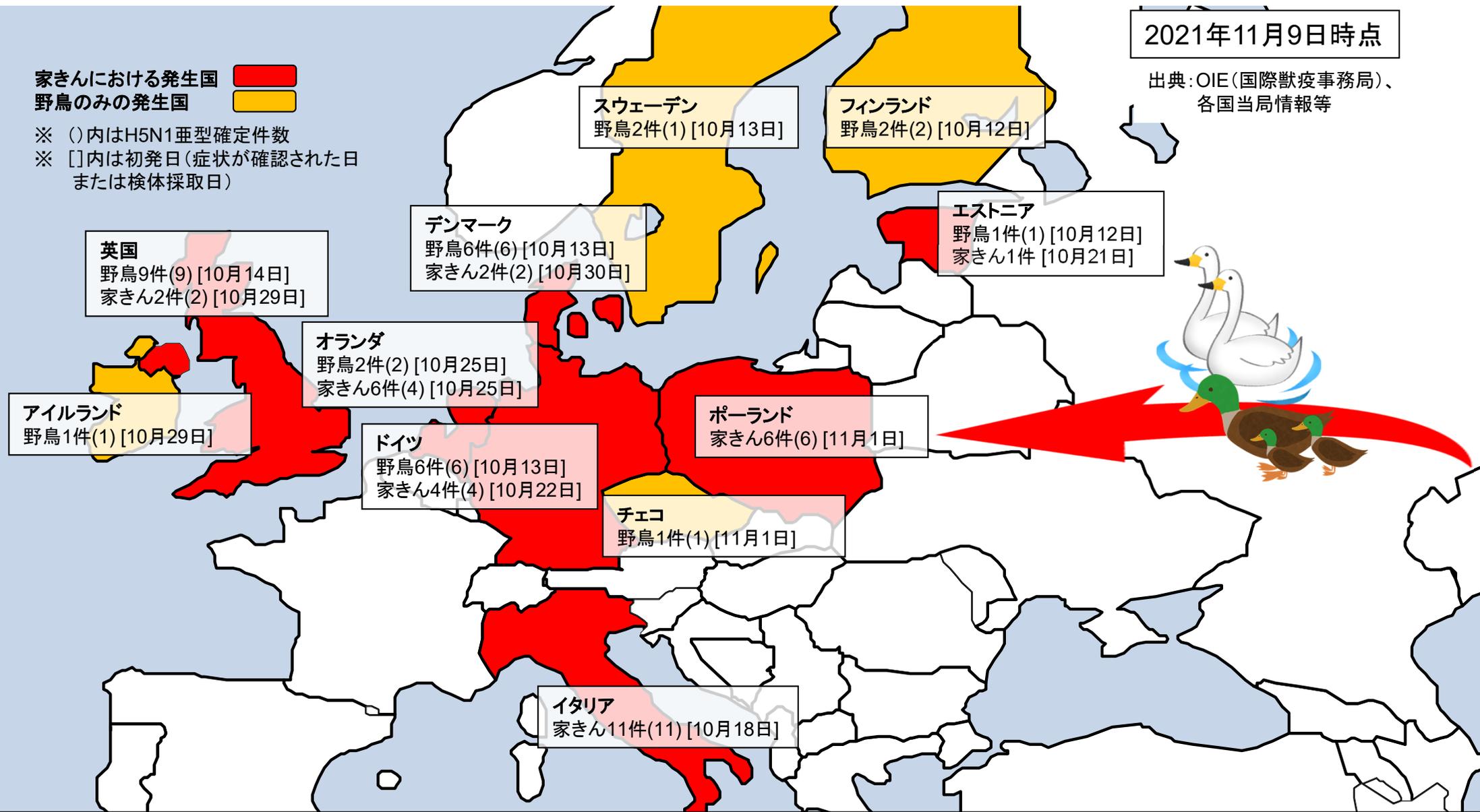
7 欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2021年10月以降)

2021年11月9日時点

出典: OIE(国際獣疫事務局)、
各国当局情報等

家きんにおける発生国 ■
野鳥のみの発生国 ■

※ ()内はH5N1亜型確定件数
※ []内は初発日(症状が確認された日
または検体採取日)



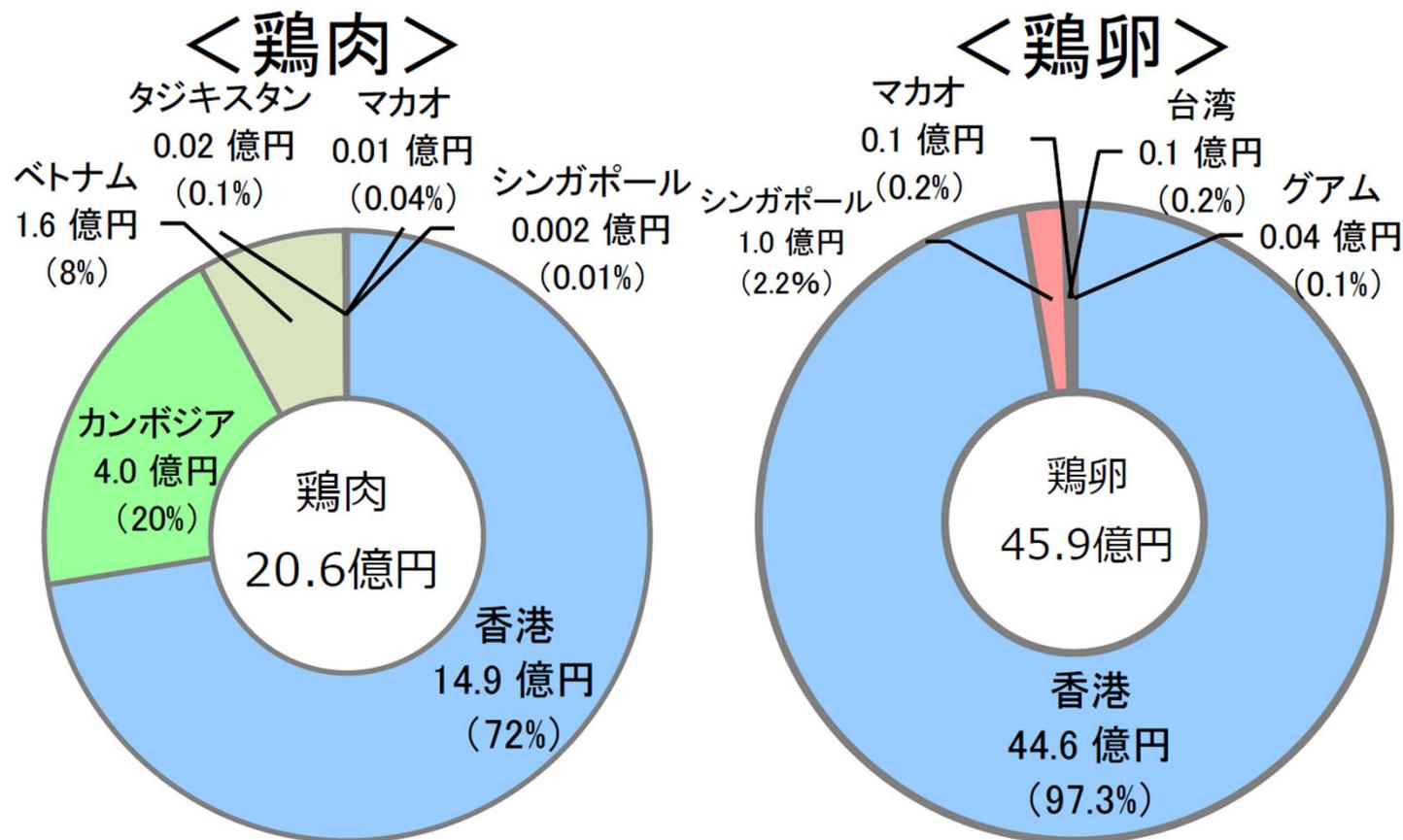
【今シーズンの発生に関するFAO(国連食糧農業機関)の見解】
 ヨーロッパ西部で渡り鳥にH5亜型の高病原性鳥インフルエンザが確認されており、渡り鳥の飛行ルート上にある国では侵入リスクが高い。
 9月中旬にロシア南東部の野鳥からH5N1 高病原性鳥インフルエンザが検出されたのを皮切りに、ウイルスが西方に移動していることが報告されている。

【今シーズンの発生に関するEC(欧州委員会)の見解】
 夏にロシアのカザフスタン国境付近の野鳥及び家きんにおいてH5N1 高病原性鳥インフルエンザが発生。
 9月末にチェコで確認されたH5N1ウイルスは、今年の春から夏に欧州で確認されたH5N1ウイルスとは異なる遺伝子型であった。

8 輸出への影響

- 1 11月10日に養鶏場での高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、同日から、日本全国の家きん肉及び卵に対する輸出検疫証明書の交付を一時停止。
- 2 輸出相手国と輸出再開に向けた協議を開始し、地域主義の適用などを活用し、早期の輸出再開を目指す。

【参考：鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2020年）について】



(写)

3 消 安 4249 号
令和3年11月10日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
監視体制の強化について

本日、秋田県内の鶏飼養農場において死亡鶏が増加した旨、秋田県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、遺伝子検査を実施したところ、本日、H5亜型のウイルスが検出されました。このことから、防疫指針に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和3年9月10日付け3消安第3060号農林水産省消費・安全局長通知）等により、万全を期すようお願いしているところです。本事例は、令和3年度シーズンにおける国内初の家さんでの発生事例となりますので、引き続き、家さん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、特に、①早期発見・早期通報の再徹底、②家さん飼養農場の防鳥ネットの再確認、③ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家さん舎内への侵入防止対策の徹底、④農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底について、指導又は助言を実施するようお願いいたします。

特に、防疫指針第4の1の（1）にあるとおり、家さんの所有者等から異常家さんの通報を受けた場合には、万一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど、迅速かつ的確な初動対応の実施につき、遺漏なきよう改めてお願いします。

併せて、先月実施した家さん飼養農場における一斉点検においては、飼養衛生管理基準の不遵守の農場を認める状況であるため、遵守できていない項目について早急な改善が図られるよう指導をお願いいたします。

（農林水産省ウェブサイトの一斉点検結果の公表ページ）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r3_hpai_kokunai.html

(写)

3 消安第4249号
令和3年11月10日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長
動物医薬品検査所長
動物検疫所長
独立行政法人農畜産業振興機構理事長
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長
独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知したので、御了知の上、本県の監視体制の強化に御協力をお願いいたします。

(写)

3 消安第4249号
令和3年11月10日

別記団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
監視体制の強化について

日頃より、我が国の家畜衛生の推進に御理解、御協力頂き、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただきませう御協力をお願いいたします。

別記団体

一般社団法人 日本養鶏協会
一般社団法人 日本食鳥協会
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会
国産鶏普及協議会
日本養鶏農業協同組合連合会
全国養鶏経営者会議
日本成鶏処理流通協議会
一般社団法人 日本卵業協会
全国たまたご商業協同組合
全国鶏卵加工協議会
一般社団法人 日本伝書鳩協会
一般社団法人 日本鳩レース協会
日本オーストリッチ協議会
日本オーストリッチ事業協同組合
豊橋養鶉農業協同組合
公益社団法人 中央畜産会
全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会
公益社団法人 日本獣医師会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般財団法人 畜産環境整備機構
協同組合 日本飼料工業会
公益社団法人 畜産技術協会
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会
全国精麦工業協同組合連合会
全国飼料卸協同組合
全国飼料輸入協議会
飼料輸出入協議会

(写)

3 消安第4249号
令和3年11月10日

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 殿
厚生労働省健康局長 殿
環境省自然環境局長 殿

農林水産省消費・安全局長

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知いたしましたの
で、御了知いただきますようお願いいたします。

野鳥との接し方について

○同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。

○死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

○日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いうがいをしていたいただければ、過度に心配する必要はありません。

○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。